

東京都結核予防推進プランの改定について

1 プランの位置付けと改定の背景

プランとは

都が今後取組むべき対策と目標を明示するとともに、保健所や区市町村と一体となって対策を推進するための行動計画

改定の背景

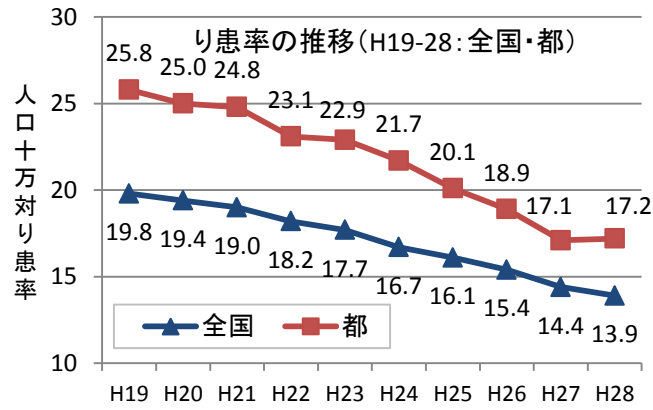
国による予防指針の改正
(平成28年11月)

・国は、結核対策の基本方針となる「結核に関する特定感染症予防指針」を改正

「低まん延国化に向けては、従前行ってきた総合的な取組を徹底しつつ、より効果を高めることが重要」

目標 平成32年までにり患率10以下等

都のり患率(人口10万対)は、減少傾向にあるが、依然として全国より高い

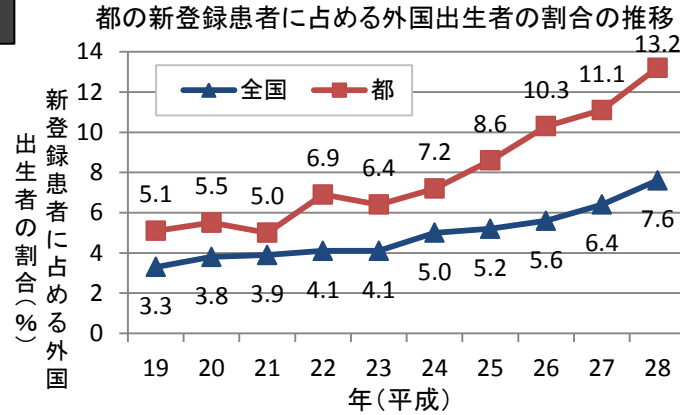


更なる患者減少に向け、都の課題に即した対策に取り組む必要

2 都における結核対策の課題

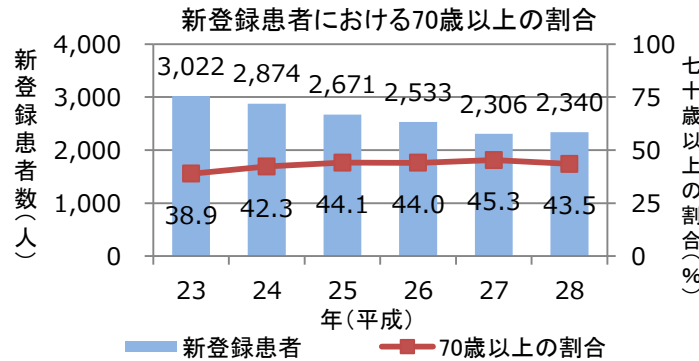
(1) 外国出生結核患者の割合が増加

・新登録患者に占める外国出生者の割合は増加傾向にあり、平成28年は国の1.7倍



(2) 高齢者の新登録患者の割合が高い

・新登録患者数は減少傾向にあるが、70歳以上の高齢者が4割以上を占める



(3) 潜在性結核感染症(LTBI)の者の治療完了割合が低下

・り患率の減少に向け、今後発病し患者となるリスクがあるLTBI(感染しているが発病していない状態)についても治療を受けさせ、完了させる必要

年(平成)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
割合	90.4%	89.7%	86.9%	83.6%	87.9%	84.8%

3 「プラン2018」の概要

計画期間 : 平成30年度から平成32年度まで

- 東京は人口が集中する大都市であり、国際化が進行する地域特性や、結核発生動向等を踏まえ、以下の3点を重点事項と位置付け
- 従来の施策の成果や関係機関との連携体制を最大限に生かし、重点事項を含め、総合的な取組を推進

【重点事項①】 外国出生結核患者対策

言語、文化、医療制度の違いを踏まえた対策

- ・外国出生者に対応した健診、治療支援の必要性
- ・外国出生者が通学する日本語教育機関への対応

- 多言語に対応した問診票作成、多言語の解説動画、服薬ノート等の活用による服薬支援の強化
- 外国出生者の学生などを対象とした動画教材等による啓発

【重点事項②】 高齢者結核対策

高齢者結核患者の早期発見や、施設等における感染拡大防止

- ・早期発見のための定期健診の受診者数向上
- ・高齢者施設等、関係者への結核の知識の普及

- 区市町村による健診受診の啓発
- 高齢者施設等に対する講演会や啓発資料の配布、医療機関や高齢者施設における結核対策をまとめた手引の配布

【重点事項③】 潜在性結核感染症対策

LTBIの発見と医療確保に必要な情報の提供

- ・患者発生時に実施される接触者健診によるLTBIの者の発見
- ・LTBI医療の確保

- LTBI発見に資するよう接触者健診マニュアルを改定し、保健所の活用を支援
- 医療従事者に対する研修の機会や啓発資料の提供

平成32年までの主な目標

り患率(人口10万対)	12以下
結核患者のDOTS実施率	95%以上
潜在性結核感染症の者のDOTS実施率	95%以上
潜在性結核感染症治療完了割合	85%以上 等

第1章 東京都結核予防推進プランについて

第2章 東京都における結核をめぐる状況

第3章 プラン2012における取組の状況と今後の課題

第4章 プラン2018による取組

国の予防指針の構成と整合を図り、
6つの分野において
12の取組を推進

1 原因の究明

(1) サーベイランスの強化

2 発生予防・まん延防止

(2) BCG接種の確実な実施

(3) 早期発見の取組の強化

(4) 確実な接触者健診の実施

3 医療

(5) 医療機関の確保

(6) 適切な診断・治療

(7) 服薬支援の強化

4 人材育成

(8) 保健所等の職員の資質向上

5 普及啓発

(9) 都民への普及啓発

(10) 福祉施設・企業・教育機関への普及啓発

6 施設内(院内)感染の防止

(11) 医療機関における取組の支援

(12) 施設等における取組の支援